

裁判所を騙るはがき，封書，電子メール等にご注意ください。

裁判所等の名義を使い，裁判所に訴状の提出がされたり，強制執行などがとられる可能性を示唆して，異議申立て又は取下げの希望がある場合には，記載された相談窓口への電話連絡を促す内容の郵便物（はがき，封書）や電子メールを受け取ったとの情報が多数寄せられています。

差出人として「東京簡易裁判所」などの記載があり，当該裁判所の正規の住所や，正規の電話番号が記載されているものもありますが，内容をよくご確認いただき，お心当たりがない場合や不審な点がある場合は，最寄りの裁判所にお問い合わせください。

なお，山梨県内の裁判所のお問い合わせ先は，以下のとおりです。

- 甲府地方・家庭裁判所 055-235-1133
- 甲府地方・家庭裁判所都留支部 0554-43-2185
- 鵜沢簡易裁判所 0556-22-0040
- 富士吉田簡易裁判所 0555-22-0573